

## 理 由 書

中勢沿岸流域下水道に係る流域関連津市公共下水道（雲出川左岸処理区）の津地域南部については、昭和 57 年度に公共用水域の水質保全及び都市環境の改善を目的として都市計画決定を行い、ポンプ施設の一つとして大新田ポンプ場を位置づけた。

当該ポンプ場の区域には、昭和 28 年度に農林水産省により農業用排水施設として、大新田排水機場が築造されたが、周辺の市街化の進展に伴い、都市の排水施設としての役割を踏まえ農林水産省から本市へ譲渡され、当該排水区の浸水対策に資する排水施設として供されてきたが、令和 4 年度に当該排水機場の吐出管が破損し、排水機能が停止したため、同排水区の浸水対策に資する施設の整備が急務となった。

津市都市マスタープランにおいては、雨水の排水整備として、公共下水道、一般排水路及びポンプ場の整備のほか、調整池等の雨水流出抑制施設の設置により、雨水流出量の抑制を進めるなど、浸水の低減に努めることとしており、当該ポンプ場の整備に向けて検討を行ったところ、当該ポンプ場を整備した場合と同等の効果が得られ、かつ整備期間の短縮が可能な調整池を整備することとしたことから、大新田ポンプ場を廃止し、大新田調整池を追加する都市計画変更を行うものである。